コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Toyota Tsusho Corporation
最終更新日：2015年6月24日
豊田通商株式会社
加留部 淳
問合せ先：052-584-5491
証券コード：8015
http://www.toyota-tsusho.com

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】
当社グループは、豊田通商グループ基本理念において、「人・社会・地球との共存共栄をはかり、豊かな社会づくりに貢献する価値創造企業を目指す」ことを企業理念として掲げ、よき企業市民としてこの理念を適法・適正に実現するための原則的な行動規範として、「行動指針」を定めております。
この基本理念にのっとり、「会社の業務の適正を確保する体制」を整備することによって、当社グループ固有の価値観・信念・日々の行動原則である「豊田通商グループウェイ」を継承・深化させ、顧客視点での価値創造を推進し、豊田通商グループの社会的使命を果たすことを目的に、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。
この基本方針を基に、さらなる経営の効率化、透明化、遵法の徹底、並びに財務体質の健全化を積極的に推進してまいります。また、広く当社グループをご理解頂くために、広報・IR活動の一層の充実を図ってまいります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| トヨタ自動車株式会社 | 76,368,939 | 21.70 |
| 株式会社豊田自動織機 | 39,365,134 | 11.19 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 18,484,000 | 5.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 14,178,400 | 4.03 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 8,098,635 | 2.30 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 6,000,000 | 1.70 |
| 株式会社三井住友銀行 | 4,249,589 | 1.21 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 4,087,868 | 1.16 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 4,049,874 | 1.15 |
| ステート ストリートバンクアンドトラストカンパニー505223 | 3,688,027 | 1.05 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 300社以上 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

【上場子会社との取引に関する事項】
　当社と上場子会社との間においては様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引案件については個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。また互いの関係および取引において、それぞれの独立性を制限するような事項はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 25 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 更新 | 16 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 高橋治朗 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 川口順子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 藤沢久美 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 高橋治朗 | ○ | 当社の取引先であり、また社外役員の相互就任の関係にあった、名港海運株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、本年6月をもって相互就任は終了となり、また同社との取引額は当社の売上高の1%未満であり、その規模・性質等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 | 名港海運株式会社において長年にわたり経営者として活躍し、また名古屋商工会議所会頭の経験を有しております。これらの経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。<br>同氏と当社との間の関係は一般株主の利益に相反する恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 川口順子 | ○ | － | 環境大臣、外務大臣などの要職を歴任し、またサントリー株式会社常務取締役の経験を有しております。これらの環境問題や国際的な政治・経済動向に関する高度な専門的見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、独立役員として指定しております。 |
| | | | 投資信託評価会社を起業し代表取締役を務 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 藤沢久美 | ○ | ― | めたほか、シンクタンク ソフィアバンクの設立に参画し現在その代表取締役を務めております。また経済産業省、金融庁等政府関係の多くの公職にも就いております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 5 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【内部監査及び監査役監査の状況】
内部監査については、ERM部（エンタープライズリスクマネジメント部）が社内内部監査規程に則し、社長承認を得た監査方針及び計画に基づいて、当社および当社グループ会社を対象に監査を実施し、その結果をERM委員会に報告しております。当社監査役とは毎月会合を持ち、監査結果の報告や意見交換を行い、監査の品質向上と効率化に努めております。またERM部は内部監査以外に、内部統制に関わる業務も実施しており、監査役とは上記の会合において定期的に意見交換等を行っております。
監査役監査については、株主総会で選任された監査役5名（常勤2名、非常勤社外監査役3名）により構成される監査役会で承認された監査方針および計画に基づき、コンプライアンスの対応、リスク管理体制を中心とした内部統制状況を重点として取締役の職務執行の監査が実施されております。また会計監査人の監査結果の相当性についても監査が行われております。

【会計監査の状況】
会見監査については、あらた監査法人を選任しております。同監査法人には通常の会計監査を受けているほか、監査人の独立性を損なわない範囲内で経営および組織的な問題点について、適宜アドバイスを受けております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 豊田鐵郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| 笹津恭士 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | △ | | | | |
| 田島和憲 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 豊田鐵郎 | | 当社の主要株主である株式会社豊田自動織機の取締役会長に就任しております。当社と同社の間では様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引条件につきましては、個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。 | 事業上の重要な取引先の役員を兼ねており、当社事業に対する広い見識と深い理解および株主視点に立った適切な取締役の執行監査・牽制をいただくため、選任しております。 |
| 笹津恭士 | | 平成17年6月から平成20年6月まで、当社の主要株主であるトヨタ自動車株式会社の取締役副社長を経験しております。当社と同社の間では様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引条件につきましては、個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。 | 事業上の重要な取引先の役員を経験しており、当社事業に対する広い見識と深い理解および株主視点に立った適切な取締役の執行監査・牽制をいただくため、選任しています。 |
| 田島和憲 | ○ | ー | 公認会計士として会計および監査に精通されており、その分野における豊富な経験と専門知識から中立的・客観的な視点で適切な取締役の執行監査・牽制をいただくため、選任しています。<br>同氏と当社の間には特別な関係は無いことから、独立役員として指定しています。 |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

主な兼務状況
＜社外取締役＞
・高橋治朗氏：名港海運株式会社(代表取締役会長)
・川口順子氏：石油資源開発株式会社(取締役)
・藤沢久美氏：株式会社静岡銀行(社外取締役)、株式会社サイネックス(社外取締役)
＜社外監査役＞
・豊田鐵郎氏：株式会社豊田自動織機(代表取締役会長)、愛知製鋼株式会社(社外監査役)
・笹津恭士氏：株式会社東海理化電機製作所(社外監査役)
・田島和憲氏：田島和憲公認会計士事務所(所長)、ダイコク電機株式会社(社外監査役)、日本デコラックス株式会社(社外監査役)、株式会社進和(社外監査役)

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の内、賞与につきましては会社業績に基づいて、株主総会の決議により総支給額が決定される仕組みをとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新　一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬の内容については、有価証券報告書等に記載するとともに、同報告書を当社ホームページ(http://www.toyota-tsusho.com/ir/)に掲載して公衆縦覧に供しております。

なお平成27年度における取締役報酬の内容は次の通りです。

報酬等の総額　取締役17名　936百万円（うち、社外取締役3名　28百万円）
（うち、平成27年6月23日開催の第94回定時株主総会決議による役員賞与　取締役13名　359百万円）

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

**【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】** 更新

社外取締役に対しては、取締役会に付議される議案について事前に資料を配布し、原則、取締役会事務局（経営企画部）が事前に説明を行っております。また社外監査役を含む監査役の職務を補助する専従スタッフを配属しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【コーポレートガバナンス体制】
当社の取締役は16名となっており、うち３名は社外取締役です。取締役の職務執行の監査において監査役制度を採用し、株主総会で選任された監査役5名によって行われており、そのうち３名は社外監査役であります。
また、本部制による連結経営を推進しており、現在営業7本部、コーポレート本部の計８本部の組織編成となっております。各本部の本部長は、取締役から選任されており、全社経営と担当本部の職務執行の両面から状況を把握する役割を担っており、役員会議等により、迅速な情報の伝達と共有を行っております。
なお当社は、執行役員制度を導入しており、取締役は全社経営に、執行役員は本部経営に専念することで意思決定を迅速化し、経営の効率化を図っております。また、全社経営（取締役）と本部における職務執行（執行役員）の分離によって、取締役会による職務の執行状況の監督機能を強化し、権限と責任の明確化、内部統制の強化を推進しております。
その他、全社横断的な検討課題については、全社横断会議体を設け、取締役および執行役員によって経営課題毎に検討し、必要に応じて取締役会に諮っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社体制を基礎としておりますが、下記による経営の健全性確保を図るため、現状の体制を採用しております。
・社外取締役による専門的・客観的視点を反映した適切な意思決定と経営監督の強化
・社外監査役による専門的視点・株主視点からの取締役の職務執行の監査・牽制の強化
・執行役員制度による意思決定の迅速化・効率化

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 招集通知の早期発送(定時株主総会開催の3週間前)を実施しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日より前倒しで設定しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株主名簿管理人が運営するシステムを利用し、パソコンおよび携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使ができるようにしております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の皆様が十分な検討時間を確保できるようにしております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(要約)の英文を作成し、ホームページに掲載しております。 |
| その他 | 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化を目的として、招集通知の発送日に株主総会の開催日、招集通知(事業報告を含む)をホームページに掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーおよびディスクロージャー規程を定め、効果的で一貫性のある情報開示を組織的に展開していくことをホームページにて公表・宣言しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 証券取引所、証券会社、新聞社などが主催・支援する個人投資家向けIRイベントに定期的に出展し、財務部長またはIR室長による会社説明を実施しております。<br>なお平成26年度は東京及び三大都市圏を中心に、計7回の説明会を実施しております。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期ごとの決算説明会(うち代表者自身による説明は本決算と第2四半期決算の2回)を実施しております。<br>なお平成26年度の実施実績は計4回となっております。<br>また、当社関係会社CFAO S.Aの事業説明会及び東北での施設見学会を実施しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 国内で開催される海外投資家向けのフォーラムへ参加し、財務部担当役員、財務部長およびIR室長による会社説明を実施しております。<br>なお平成26年度の実施実績は計6回となっております。<br>また、財務部担当役員が海外ロードショーを実施し、ロンドン・エディンバラの投資家と面談を行っております。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページの「IR情報」(URL http://www.toyota-tsusho.com/ir/)にて主に下記の資料・情報を掲載しております。<br><br>中長期的な経営戦略、財務・業績ハイライト、決算短信、各種レポート、報告書、説明会資料、株主・株式および社債・格付情報、よくいただくご質問とその回答　など | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | ・IR担当部署:財務部IR室<br>・IR担当役員:コーポレート本部長、財務部担当執行役員<br>・IR事務連絡責任者:IR室長 | |
| その他 | ・国内外の機関投資家、証券会社アナリストとIR担当部署の日常的なミーティング、当社経営トップとの定期的なスモールミーティングを通じて、当社の経営・戦略に対するご意見・ご指摘をいただくとともに、経営にフィードバックしております。<br><br>・国内外の機関投資家ならびに個人投資家の理解促進を図るべく、アニュア | |

ルレポートの日本語版および英語版を年1回発行し、希望者に配布しております。

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社では、経営の基本理念実現そのものをCSR方針として、様々な環境保全活動およびCSR活動を実施しております。なお活動実績についてはCSRレポートの作成・公開（ホームページでの配信）を通じて公衆に向けた報告を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社では、下記の目的実現に向け、ディスクロージャーポリシーおよび同規程を定めて効果的で一貫性のある情報開示を組織的に展開しております。<br><br>・積極的かつ効果的な情報開示と説明責任の遂行により、ステークホルダーとの信頼関係を構築する。<br><br>・情報開示における適時性と公平性を図り、当社の企業価値を正しく反映した適正な株価の形成および社会的評価の形成に供する。<br><br>・ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを通じて、その声を経営にフィードバックし、企業価値の向上に供する。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】
当社グループは、豊田通商グループ基本理念において、「人・社会・地球との共存共栄をはかり、豊かな社会づくりに貢献する価値創造企業を目指す」ことを企業理念として掲げ、よき企業市民としてこの理念を適法・適正に実現するための原則的な行動規範として、「行動指針」を定めております。
この基本理念にのっとり、「会社の業務の適正を確保する体制」を整備することによって、当社グループ固有の価値観・信念・日々の行動原則である「豊田通商グループウェイ」を継承・深化させ、顧客視点での価値創造を推進し、豊田通商グループの社会的使命を果たすことを目的に、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

【整備状況】
「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役の職務を明確にし、会社の業務の適正を確保する体制の整備状況を適時適確に確認できる体制を構築しており、さらに環境の変化に応じた基本方針の改訂を実施しております。現在までの整備状況は以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制
「取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を構築し、行動倫理ガイド及びその携帯版の全役職員への配布、社長を委員長とするCSR推進委員会の設置、役員会議等における本部間の情報共有と相互牽制を行っております。
また全社統合リスク管理を行うERM部が業務プロセスにおける業務執行の評価・管理・牽制及びモニタリングの実施、財務報告の信頼性確保のシステム整備、内部通報制度の設置、内部監査などを実施しております。

2. リスク管理体制
「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を構築し、各種リスクに関する管理規程の設置、研修の実施、マニュアルの配布等を行っております。当社の業務執行との係りにおいて、特に留意を有する投融資リスク、信用リスク、市場リスク、労働安全衛生及び環境保全に関するリスクについては、ガイドラインあるいは管理規程を整備し、リスクの適切な把握と管理を実施しております。その他、情報セキュリティ、緊急事態発生時の管理などについては、それぞれの専門部署において、適切な管理体制を構築しております。また、ERM委員会・協議会においてリスクに関する全社的な把握と問題の発見に努めております。

3. 情報管理体制
「取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を構築し、文書規程及び文書の保存に関する取扱規準を定め、文書ごとの保存責任部署、保存期間等を定めております。

4. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
豊田通商グループとして、「当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」を構築し、グループ横断会議体によるグループ方針の共有と情報の相互共有、子会社の財務内容や業務執行上の重要事項の把握・管理を実施しております。また子会社の体制に応じ、必要があれば、取締役・監査役を派遣して業務の監視・監査を実施し、また当社ERM部による内部監査を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた体制】
当社は「豊田通商行動倫理ガイド」において日本経済団体連合会が定める企業行動憲章に基づき、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。」と定め、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否する方針を堅持しております。
またこれを実現するために、平素から暴力追放運動推進センターや警察本部組織犯罪対策局等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を構築しております。また当社は、名古屋本社において愛知県企業防衛対策協議会、東京本社において警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、大阪支店において大阪府企業防衛連合協議会にそれぞれ所属し、指導を受けるとともに情報の共有化をはかっております。
反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、総務部を対応総括部署として、警察等関連機関、弁護士とも連携し、毅然とした態度で対応します。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、全役員および全従業員に対し、以下の項目の実現に向けて、効果的で一貫性のある情報開示を組織的に展開するための活動方針および仕組み等について「ディスクロージャー規程」として定めています。

1）積極的かつ効果的な情報開示ならびに説明責任を果たすことにより、ステークホルダーとの信頼関係を構築する。
2）情報開示における適時性と公平性を図ることにより、当社の企業価値を正しく反映した適正な株価の形成および社会的評価の形成を図る。
3）ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて、ステークホルダーの声を経営にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

＜会社情報の管理および適時開示に係る社内体制＞

当社は、ディスクロージャー規程に基づき、各会議体での決定事項ならびに当社および当社子会社において発生した重要情報については、全役員および全従業員が各々の職務分掌に応じ、速やかに情報管理責任者（コーポレート本部長）ならびに情報管理主管部署（渉外広報部）に報告することとなっております。報告を受けた情報管理責任者ならびに情報管理主管部署は、内部情報管理を徹底するとともに、その情報の適時開示の必要性を判断し、該当するものは、適時開示を行います。